令和８年度　第１回大田区障がい者差別解消支援地域協議会

日　時：令和８年７月31日（金）　13時30分から15時30分まで

出席者：赤羽委員、阿出川委員、池田委員、石渡委員、燕昇司委員、大島委員、
神作委員、川﨑委員、閑製委員、杉山委員、鈴木（英明）委員、
鈴木（満明）委員、染川委員、染谷委員、竹内（千代江）委員、田中委員、
橋本委員、宮澤委員、宮田委員、吉田委員（書面参加者を含む　五十音順）

１　開会

（１）会長　挨拶

（２）福祉部長　挨拶

（３）事務連絡（配布資料等確認）

２　議題

（１）大田区に寄せられた相談について（令和７年度下半期分）…資料１
事務局から説明

吉田委員：

資料１の事例４の相談内容について、髪の毛を普通のはさみで切られてしまうというのは、自分もされたら嫌だと思う。これは暴力に近い。改善策として、外部から美容師に来てもらい切ってもらうなど、違う方法で髪を切っていれば問題ではなかった可能性もある。ずっと暴言を吐かれて嫌がらせを受けたというのは、社会的弱者に対するハラスメントだと思う。

竜崎障害福祉課長：

事例４については、対応が途中だったため、髪を切るように依頼があったのか、髪の毛をどういうふうに切られたかなどについては、事実の確認をしながら対応しなければならないと思っている。先ほど申し上げたとおり、もう１度相談者からお話を聞くよう障害福祉課から消費者生活センターへ依頼し、その後地域福祉課にて引き受け、相談は続いている。

宮澤委員：

事例１について、この方は精神障がいの方で、管理会社の方がいろいろ駄目だということですが、車椅子の保管場所に関しては、やはりマンションのオーナーや周りの方へ何度も理解を得ようとするしかないと思う。

竜崎障害福祉課長：
賃貸継続の点で、管理会社から「じゃあ転居すれば」といったことを言われないように気を遣った対応が必要な難しい事例だった。

石渡会長：
エレベーターがない環境であれば、車椅子を１階駐輪場に設置できるようにすべき。

竜崎障害福祉課長：
実際、区内には洗濯機を廊下に置いているようなアパートも多くあり、狭い物件もあり、そういった物件だと、駐輪場のどこかにというのもやはり難しいところはあると思う。

大島委員：
この事例について、管理会社やオーナーが盗難・管理面の不安から拒否した判断には一定の合理性があるという判断をされたということですが、私はあまり理解できない。というのは、50万円を超える高額なものであったというところを理由としていましたが、例えば原付だったらどうなるか。盗難があったときに、オーナーは責任を負うのか。責任を負わない前提ならば、「管理面の不安」という理由で区は納得してはいけない。合理的配慮ができているかは疑問。

竜崎障害福祉課長：
盗難はオーナーの責任ではないが、オーナーが盗難や駐輪場に置いてしまった場合の故障を心配しているというのは理解できるため、その部分については気を付けないといけませんねという形で相談者にはお話をしている。合理的配慮ができていると判断しているわけではない。

宮澤委員：
大田区の駐輪場は、車椅子を止められるのか。

竜崎障害福祉課長：
駐輪場については確認不足。ただ、区役所の駐輪場で車椅子を乗り換えるということがあまりないため、おそらく必要なところまで車椅子で移動してということだと思う。駐車場で車椅子から車に乗り換えるみたいな話はもしかするとあるかもしれない。

橋本委員：

マンションの外廊下に車椅子を置きっぱなしの方も多い。事例１は、様々な問題のある事例だが、差別という事例ではない。

石渡会長：

改めて、丁寧な確認が大事だと分かった事例だった。

杉山委員：

事例２は、知的障がいのある方にとって、ルートを変えるのは難しい。通所時間を変更するなどの工夫ができれば、すぐに解決したのではないか。

閑製委員：

会議では「はい」と言ってしまっても、実際にやってみて分かることがある。知的障がいの方は想像して考えることが難しいので、やってみてから判断させてほしいというところはある。計画相談の方のフォローはあったと思うが、本人が本当に理解できていたかという点に留意して、ちょっとずつ練習して実践したり、相手の方とのお互いの到達点を決めて、考えていくしかないかなと思う。

実際のところ、時間をずらすという点は、バスの本数が減っていて１本ずらすとすごく時間がずれてしまい、なかなか難しい面もある。通所施設を利用されている方は、たくさんトラブルや抱えているものはあるので、施設の側も考えていくべきところだなと思った。

赤羽委員：

（似たような事例で）サービス担当者会議の時には、本人も入った中でそれぞれの支援者から合理的な方法を提示して、本人からはそうかもなと思って同意したが、その後で、合理的の考え方が本人の中で変容したことで、本人にとっての合理的と、支援者にとっての合理的がずれてしまったことがある。集まって話しても、本人が理解していなかったり、本人の感情で、少し時間が経って変わってしまったり、いろいろなケースがある。そのような中で、時間が取れないという問題もあるが、角度を変えて、実際に行ってみたり、本人にとって本当に合理的で、良い方法であるということを、本人にしっかり理解していただいた上での、意思決定支援を丁寧に行っていきたい。

石渡会長：

とても大事なご意見をいただけたかなと思う。多角的な視点で、かつ本人に納得してもらえることが重要。

（２）令和７年度の障がい理解に関する主な取組み等について…資料２、資料２－２
（３）令和８年度の新たな取組み等について…資料３
事務局から説明

石渡会長：
行政としてもいろんなかたちで啓発の活動をやってくださっていることを再認識した。

杉山委員：
YouTubeは手話をメインでやっていて、「お疲れ様・ありがとう」が一番になっているが、その時はデフリンピックが流行っていた。今の流行りで言えば、24時間テレビ、ドラマ、点字など、そういうものを区で取り上げるといろいろな障がい者のものを調べてもらえるかもしれないが、区では行わないのか。
もう一つは、手話リンク、手話で電話・お話をするということで、学校で説明はしないのか、聞きたい。

佐藤障害者支援担当係長：
点字など、新たに何かを取り上げるにあたっては、区の職員がある程度その事柄を調べて詳しくなる必要があるため、時間が必要。
手話リンクについては、色々なところに周知していきたいと考えている。一方で、手話リンクを知っているけど区役所に用事がないから使わないといった面もあるため、区役所に用事があって手話リンクが必要な時に、しっかりと活用してもらえるように、周知を行っていきたい。

竜崎障害福祉課長：
手話リンクについて、学校の配布物の中に入れて配っていただくことについて、機会をとらえて検討していきたい。

宮澤委員：
我々は年間三十数件小学校へ行って活動しているが、小学校４年生の授業で発表会がある。発表会をすること自体がすごい。今後は、学校だけではなくて、学校の皆さんとともに、地域での集会をやっていきたいなと思っている。

竹内委員：
昨年度は、東京デフリンピック大会の開催にご協力いただき、ありがとうございます。大田区では、ビーチバレーとバスケットボールが開催され、無事に終わりホッとし

ている。着実にデフリンピックのレガシーを引き継いでいこうと活動をしている。
私たち聴覚障がい者の高齢者は電話になじみがない。スマホを使う人も少ないが、私も勉強会（スマホ教室）に参加して、使い方を教わった。
手話リンクをもっと広げていくためには、そのような勉強会（スマホ教室）を開いて、使い方をもっと広めなくてはならないと思う。
頭の上に飛行機を載せたはねぴょんの手話は、地域ではもう皆知っているが、まだ全国には広がっていないため、広めていきたい。私たちにとって手話は言語。とても大切なものなので、皆様にもご協力をよろしくお願いしたい。

秋山指導課統括指導主事：
指導課で新しい教科のおおたの未来づくりを行っている。外部の方と連携して実際の社会課題、地域課題の解決に子どもたちがチャレンジするという内容。今出たような手話の通話のこととか、例えば普及啓発が不十分だろうとか、小中学生、または保護者の方に普及したいというのがあるというのであるならば、それを担当のセクションの方や教育者の方から例えば指導課に話していただければ、学校とつないで子供たちが実際にどうやって広めていくかを考えるということをやる授業ができる。その授業をやって発信すると、子供たちは当然当事者意識を持って学べますし、その発表を聞く保護者など、多分２倍、３倍ぐらいの人に広がっていく可能性がある。特に区立小学校、中学校の人権教育を推進、研究している学校がある。そういったところと連携して、このおおたの未来づくりの授業で普及啓発を一緒にやってくれませんかと担当のセクションの方から私どもに依頼いただければ、すぐにマッチングして取り組んで、実際に授業として子供たちが主体的に考えて発信するということができると思うので、お待ちしている。

石渡会長：
本当に子どもたちに色々なアプローチがされていて、そこに障がいのある方への理解がとても広がってきていると改めて感じた。

大島委員：
手話リンクについては、広報の動画を作っているのか。

佐藤障害者支援担当係長：
手話リンクについては、そういった動画は作っていない。区公式LINEやＸなどでの広報は行っているが、ターゲットが一般区民の方全員というわけではないので、どういう方法が望ましいかは、今後も考えていきたい。

大島委員：
大田区の手話通訳者の方は大変レベルが高いと感じているため、そこに着目した動画があっても面白いと思う。

佐藤障害者支援担当係長：
どのようなコンテンツがふさわしいかについて、いただいたご意見も踏まえてこれからまた検討していきたいと思う。

燕昇司委員：
この会議は今回で３回目で、初めはいろいろな問題に対してこう対応したということで、そこまで気を遣うのかなぁとびっくりした。実際今もそう思っている。ほんの少しの思いやりと、それに対する理解があれば、半分くらいは解決するんじゃないか。そういったことを、みなさんに理解してもらって、子どもたちにも率先してそういう気持ちになってもらえるようにすることが大事だと思う。

阿出川委員：
６番の初めての実態調査のところで、18歳未満の方が学校や教育の場面で課題があるというのが24%という結果で、学校関係者としては残念だなということを感じているが、そこでの細かい、どういうところでそのように感じているか、という調査のデータはあるか。

竜崎障害福祉課長：
確認する。

阿出川委員：
手話リンクについて、本校でもなかなか情報提供ができていない。それに関連して、一定年齢以上の方はあまりホームページ、ＸなどのＳＮＳなどは見ていないが、若い方はインスタやTiktokが当たり前で、そういうところや、当事者の方もいらっしゃるところで、周知していくのが良いと思った。
資料について、ＵＤと書かれているところと、ユニバーサルデザインと書かれているところがあり、統一した方が良いと思った。

竜崎障害福祉課長：
資料についてはもっともなご指摘だと思う。次回からしっかり準備させていただく。ありがとうございます。

染川委員：
来院する患者様方の中でも、差別解消の相談窓口に相談した方が良いのではないかとの印象を受けることがあるが、リーフレットか何かで相談窓口をご案内することはできるのか。

竜崎障害福祉課長：
差別解消のしっかりしたパンフレットは作っているが、窓口を簡単に案内できるようなダイジェスト版みたいなものがないので、検討させていただきたい。

池田委員：
ハローワークでも、差別や合理的配慮の相談はある。障がいのある方から、働いている方から職場で合理的配慮が受けられない、差別に遭っているとか、事業者側からどうやって対応すればよいか、といった相談。事業者側でもある程度配慮はちゃんとしているケースがほとんどだが、何らかのボタンのかけ違いでうまくいかないケース、コミュニケーションがうまく取れなくなってしまってぶつかっているケースも結構あると感じているので、本当に難しいと思う。

染谷委員：
せっかくいろいろな良い情報を取り入れることができるのに、その利用方法やそのこと自体の周知が足りない。差別解消法の認知度の数字を見ると、今この会議をやっていること自体がちょっとショックなくらい。中でも、障がいのある当人の方たちが知らないというのがショックだった。もっともっと色々な方に周知をすることが一番大切だと感じた。

竜崎障害福祉課長：
おっしゃるとおりだと思う。どうやって知らせていったら良いのだろうというところと、合理的配慮という言葉がすごく難しい印象を与えていて、この先どのようにして周知していくかを考えていきたい。

阿出川委員：
出前授業など、特別支援学校でもできることがあれば協力させていただきたい。

神作委員：
（障がい者総合サポートセンターの）支援者の立場として、周りの方や一般の方たちに知ってもらわなければいけないと思った。区でも様々な観点で取り組んでいる。中でも、おもんぱかーるというキャラクターで親しみを感じてもらうというのは良い案だな

と思う。

４つの事例を聞いていて違和感があった。差別かどうか、着地点を探すというのが書かれていたと思うが、個別な対応としてもう少しこうすればよかったということではなく、差別の相談が入って、事業者と連絡を取る時こそが、差別をしてはいけないということを理解啓発するタイミングだと思う。サポートセンターにも様々な相談が入っており、差別の相談はそんなに数が多いわけではないが、障がい者に対する差別的な感情がまだ残っているような内容があったときには、相手に理解していただくチャンスだと思いながら、取り組んでいきたい。

竜崎障害福祉課長：

一人ひとりの相談に対応するということだけではなくて、事業者に対する理解啓発のような機会になれば良いなというふうに思う。

３　その他（全体を通しての質問等）

竜崎障害福祉課長：

机上に配布させていただいた、事前に提出のあった書面意見のご質問について、ご回答する。

宮田委員のご意見について、１番目は、おそらく車椅子の購入のことですが、それについてはケースワーカーと相談させていただきながら進めていく部分になると思う。

２番目の対人トラブルの意見については、杉山委員や関製委員からいただいた意見に通じるご意見かと思う。

４番目については、おっしゃるとおりだと思う。

議題２の11月と３月の閲覧数が増えている理由については、11月はデフリンピックが開催されていたこと、３月は点字ブロックの日があったことから、それらとの関連もあってホームページの閲覧数が上がったのかなというふうに思っている。

若い人には紙ベースよりＳＮＳからの発信の方が良いというご意見については、具体的なご意見も頂戴しているので、この辺りもまた確認しながら進めてまいりたい。

田中委員からのご意見について、「おもんぱかーる」の活用については、障がい理解啓発のポスターにも活用したいと考えている。

大島委員：

事例に関しての意見。事例１については、先ほど神作委員からご指摘があったが、「仮に」とつけて、仮に○○なら障害者差別に抵触しますよ、と強くいうべき場面。車椅子の置き場所を整理すべき。

事例２については、通所というのは本来自由であって、強制すべきことではないため、強制するような内容に区としてお墨付きを与えるのはまずい。
事例３については、過去のトラブルが障がいに起因するなら差別の可能性があるため、確認した方が良い。
事例４については、よく調査する必要がある。

今岡障がい者総合サポートセンター所長：
手話の話題が多かったので、皆さんにお伝えしたい。
大田区を舞台にした手話ドラマ「明日へ」があり、５年前の作成だが、大変良い内容。手話通訳士会等に協力していただいて作ったもので、手話を身近に知っていただける内容になっている。区公式YouTubeから視聴できるので、是非多くの方に見ていただきたい。
もう１点、大島先生がおっしゃったように、大田区の手話通訳は大変レベルが高い。これは、本日も従事されている登録手話通訳士会の方々のご尽力によるもの。手話講習会は初級、中級、上級、養成講座があるが、初級は定員100名に対して150名以上の申し込みがあるなど、裾野も広がっていると感じている。

石渡会長：
皆様から貴重なご意見をいただいたので、また今後につなげていけると思う。

竜崎障害福祉課長：
本当に色々なご意見を頂戴し、整理をしながら進めてまいりたいと思う。
次回、令和８年度第２回の会議は、令和９年１月下旬頃を予定している。またよろしくお願いしたい。本日は本当にありがとうございました。

４　閉会